

I 江戸川区男女共同参画推進計画
後期の実施事業等一覧
(令和4年度～8年度)

令和4年3月
江戸川区

目 次

江戸川区男女共同参画推進計画 実施事業等の見直しにあたって	1
1 計画見直し後の体系図	2
2 後期の実施事業見直し一覧	3
重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	3
重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	10
重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	13

■江戸川区男女共同参画推進計画 実施事業等の見直しにあたって

本区では、平成 29 年 3 月に、平成 29 年度～令和 8 年度を計画期間とする「江戸川区男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和 3 年度は、計画期間の中間年度にあたり、本計画に位置づけられる事業については各部署による進捗管理のもと、効果を検証・評価し、社会情勢の変化などに応じて実施事業等の見直しを行いました。

1 計画見直し後の体系図

重点目標	課題	方向性
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1) 就業における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	①男性中心型労働慣行の改善 ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進 ③女性の活躍推進 ④事業者等による取組の促進〈新〉
	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援（女性活躍推進計画）	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 ②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実（女性活躍推進計画）	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進 ②男性にとっての男女共同参画の推進〈新〉 ③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進 ④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進〈新〉
	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点による地域防災力の向上
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②複合的な困難を抱えた人の生活支援
	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進 ②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進 ③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築〈新〉
	(3) すべての暴力の根絶（配偶者暴力防止基本計画）	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実 ②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発 ③被害者の早期発見・早期対応と自立支援〈新〉 ④若年層に向けた啓発活動の強化〈新〉

※____は新規・変更箇所

2 後期の実施事業見直し一覧

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

①男性中心型労働慣行の改善

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課
3	SDGs の達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかで SDGs の達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	産業経済課
4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
5	男女共同参画に係る推進会議の運営 〈新〉	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	総務課
6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
7	会議等における男女比の配慮 〈新〉	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	全庁

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
再 2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課
8	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課

③女性の活躍推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	産業経済課
11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	総務課
12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課
15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	職員課
16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
再6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
再9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

④事業者等による取組の促進【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課
再 3	SDGs の達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかで SDGs の達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	産業経済課
再 4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
再 16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
17	長期育児休業支援制度〈新〉	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
18	保育ママ	生後 9 週目から 1 歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	保育課
19	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
20	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
21	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課 保育課
22	一時保育 （私立保育園・ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
23	緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	保育課
24	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	児童相談所相談課
25	ショートサポート保育 （区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	学務課
26	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	子育て支援課
27	子育てサポートひろば	短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。共育プラザの委託化に伴い館内で一時保育を実施するため、令和3年度で終了する。	児童相談所相談課
28	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	児童相談所相談課
29	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	教育推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

N o	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
30	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け付け、育児環境を整える。	児童相談所相談課
31	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	子育て支援課
32	親子ひろば あい♡あい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	学務課
33	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
35	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	介護保険課
36	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	介護保険課
37	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	介護保険課
38	介護離職をなくそうプロジェクト！〈新〉	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	介護保険課
39	熟年相談室等によるデジタル（スマホ）教室〈新〉	地域の社会資源を活用しつつ、高齢者における情報格差の解消に向けた取組として、地域包括支援センターやなごみの家などの地域拠点においてスマホ教室を開催し、高齢者のデジタル技術と日常生活の質の向上を支援する。	介護保険課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
40	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト〈新〉	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	障害者福祉課
再 17	長期育児休業支援制度〈新〉	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課

②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	総務課
再 12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
再 13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
再 14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
41	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
42	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
43	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
45	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	教育指導課
46	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
47	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課
48	SDGs を通じた男女共同参画の考え方などの周知 〈新〉	SDGs に関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	SDGs 推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

②男性にとっての男女共同参画の推進【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
再2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課

③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
49	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	総務課
50	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	全庁
51	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
再45	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	教育指導課
再46	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
再47	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課
52	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	総務課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

①地域活動における男女共同参画の推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
54	町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域振興課
55	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	水とみどりの課
56	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	環境課
57	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動（防犯パトロールや啓発キャンペーン等）を継続・発展させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	地域防災課
58	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

②男女共同参画の視点による地域防災力の向上

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
59	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	地域防災課
60	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取り組む。	防災危機管理課
再58	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(1) 困難を抱えた人への支援

①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
61	ひとり親家庭総合相談事業 【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	児童家庭課
62	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	児童家庭課
63	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	児童家庭課
64	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
65	児童扶養手当 児童育成手当	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	児童家庭課
66	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15 万円を上限に貸付を行う。	児童家庭課
67	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	児童家庭課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
68	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	児童家庭課
69	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	児童家庭課
70	ひとり親家庭学習支援	H31 年度で事業廃止。各学校での学習支援に移行する。	児童家庭課
71	助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成 30 年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和 3 年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	教育推進課
72	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
73	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課

②複合的な困難を抱えた人の生活支援

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
74	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	総務課
75	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
76	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
77	大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	児童家庭課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
78	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	生活援護 第一・二・三課
79	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない 35 歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	地域振興課
再 33	地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
再 34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
80	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	福祉推進課
81	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	福祉推進課
82	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	清掃課
83	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	介護保険課 障害者福祉課
再52	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁
84	社会的養護自立支援 （退所後支援）〈新〉	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	児童相談所援助課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(2) 生涯を通じた健康支援

①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
85	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	総務課
86	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、ツイッターに掲載する。	健康推進課
87	健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
88	性感染症相談及びHIV 検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV 検査を実施する。	保健予防課
89	青少年層への HIV 対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	保健予防課
再51	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
90	産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
再 8	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
91	妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
92	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
93	妊婦全数面接事業 (ぴよママ相談)	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
94	妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認めた者に対し、保健師の家庭訪問による日常生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
95	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
96	地域子育て見守り事業 (赤ちゃん訪問事業)	研修を受け登録をした赤ちゃん訪問員が対象家庭を訪問し、子育て情報バッグを届けながら、乳児やその保護者等の様子を伺い、育児に関する不安・悩みを傾聴し、相談先等の地域の子育てに関する情報を提供する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
98	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
99	多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
100	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
101	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
102	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単に準備できるよう食環境整備事業として「えどがわ毎日ごはん」事業を実施していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
103	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	健康推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
104	がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	地域保健課
105	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	学務課
106	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	福祉推進課

③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再85	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	総務課
107	ICTを活用した啓発事業等の実施〈新〉	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発事業等を実施する。	全庁
再86	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、ツイッターに掲載する。	健康推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(3) すべての暴力の根絶

①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
108	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童家庭課
109	DV 相談	DV 被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
110	DV被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	児童家庭課
111	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ等に設置する。	総務課

②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	総務課
112	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	総務課
113	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	職員課
114	安心して歩ける道づくり	令和3年度末までに街路灯のLED化100%を完了し、適切な照度を図る。また、今後も安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	保全課
115	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	保全課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

③被害者の早期発見・早期対応と自立支援【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
116	犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知 〈新〉	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC 東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	総務課
再97	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
再108	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童家庭課
再109	DV 相談	DV 被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	児童家庭課

④若年層に向けた啓発活動の強化【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
117	若年層に向けた広報媒体の拡充 〈新〉	若年層と親和性の高い SNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	総務課
再53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	総務課

